論点②　介護老人福祉施設の配置基準等の解釈について

論点②

（介護老人福祉施設の配置基準の解釈について）

■ 介護老人福祉施設と併設の短期入所生活介護の人員配置基準について、医師等については、本体施設と併設事業所との兼務等が認められており、生活相談員等については、本体施設の入所者と併設事業所の利用者の数を合算して、その合計人数に対して必要な数を配置するものとされている。

■ 介護老人福祉施設が同一敷地等で提供しているサービスについて、短期入所生活介護・短期入所療養介護が最も多く、次いで通所介護が多く、次に訪問介護が多かった。

■ これらの点を踏まえつつ、中山間・人口減少地域では、高齢者人口が減少し、サービス需要が減少する中、他方で、生産年齢人口の減少が全国に比して進んでおり、介護人材や専門職の確保が極めて困難である中、介護老人福祉施設と併設の事業所における配置基準についてどう考えるか。

⇒　人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築に関する介護給付費分科会において説明及び議論を実施予定

■ また、令和８年地方分権改革に関する提案において、介護支援専門員の兼務について、入所者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の職務に従事することができるとされている一方、介護老人福祉施設と併設されている事業所等（併設事業所等）における兼務は認められていないところ、兼務を認めるべき等の意見があるが、どう考えるか。

（その他規定の解釈について）

■ 介護老人福祉施設は、その入所者が病院等に入院した場合であって、入院後約３か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、退院後の再入所のために、ベッドの確保等をしなければならないものとされている。他方、一部の自治体においては、退院の見込みにかかわらず、入院時に３か月間ベッドを確保しなければならないといった運用がされている実態があるとの指摘もあるところ、基準の趣旨を踏まえ、その解釈についてどう考えるか。

対応案

■ 介護支援専門員について、居宅介護支援事業所以外の併設事業所等における業務であって、その業務が本体施設の業務と一体不可分なものについては、本体施設の業務と兼務可能であることを明確化することはどうか。

■ 入所者の入院期間中の取扱いに係る規定の解釈について、退院の見込みにかかわらず入院時に３か月間空床とすることを求める趣旨ではない旨を運営基準上明確化してはどうか。

出典：厚生労働省 第273回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1「介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」 p.26 より抜粋

介護老人福祉施設における入所者の入院期間中の取扱いについて

○　介護老人福祉施設は、その入所者が病院等に入院した場合であって、入院後約３か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、退院後再び当該施設に入所することができるように、ベッドの確保等をしなければならないものとされている。
○　他方、一部の自治体においては、退院の見込みにかかわらず、入院時に３か月間ベッドを確保しなければならないといった運用がされている実態があるとの指摘もある。

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）（抄）
（入所者の入院期間中の取扱い）
第十九条　指定介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年３月17日老企４３号）（抄）
20　入所者の入院期間中の取扱い（基準省令第19条）
⑴　「退院することが明らかに見込まれるとき」に該当するか否かは、入所者の入院先の病院又は診療所の当該主治医に確認するなどの方法により判断すること。
⑵　「必要に応じて適切な便宜を提供」とは、入所者及びその家族の同意の上での入退院の手続きや、その他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指すものである。
⑶　「やむを得ない事情がある場合」とは、単に当初予定の退院日に満床であることをもって該当するものではなく、例えば、入所者の退院が予定より早まるなどの理由により、ベッドの確保が間に合わない場合等を指すものである。施設側の都合は、基本的には該当しないことに留意すること。なお、前記の例示の場合であっても、再入所が可能なベッドの確保が出来るまでの間、短期入所生活介護の利用を検討するなどにより、入所者の生活に支障を来さないよう努める必要がある。
⑷　入所者の入院期間中のベッドは、短期入所生活介護事業等に利用しても差し支えないが、当該入所者が退院する際に円滑に再入所できるよう、その利用は計画的なものでなければならない。

○事業者からの意見（概要）：入院後３月以内に退院することが明らかに見込まれるときは」との規定について、一部の自治体では「入所者が入院した場合に、退院の見込みにかかわらず、３ヶ月間必ずベッドを空けておく」べきとの解釈がされていることがある。指定権者によって指導の内容がずれている場合があるので、運営基準の趣旨を明確化していただきたい。
※「介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望受付フォーム」（厚生労働省老健局）への要望

出典：厚生労働省 第273回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1「介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」 p.25 より抜粋